

# 第1回 子吉川水系ダム洪水調節機能協議会（令和3年9月30日開催）

- ✓ 昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、一級河川子吉川水系において水害の発生防止等が図られるよう、子吉川水系治水協定（令和2年5月29日）を締結し事前放流による洪水調節機能強化を推進してきたところです。加えて、国や流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるための「流域治水関連法」が、令和3年5月10日に公布、同年7月15日に施行され、**河川法第51条の2（ダム洪水調節機能協議会）**が新設されました。
- ✓ 河川法第51条の2（ダム洪水調節機能協議会）に基づき、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、**洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的として「子吉川水系ダム洪水調節機能協議会」を設置し、第1回協議会を書面にて開催しました。**
- ✓ 第1回協議会では、協議会規約及び傍聴規程の確認を行いました。

## 開催概要

日 時：令和3年9月30日

方 法：書面開催

委員構成：

由利本荘市長  
秋田県 建設部長  
秋田県 農林水産部長  
気象庁 秋田地方气象台長  
国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所長

## 議事内容

- (1) 設立趣旨、協議会規約（案）
- (2) 傍聴規程（案）  
※全委員の承認を得られた。

【質問・意見等】

- 小羽広ダムは、利水容量のない防災ダムであることから、協議会において治水協定から除外することを検討願いたい。

【事務局回答】

- 東北管内全体で同様に進めておりますので、ご意見について上部機関にお伝えいたします。  
なお、治水協定は、関係機関との情報共有、緊急時の連絡体制の整備等も含まれるため、具体的な操作等がない場合でも治水協定の対象ダムにするものと考えております。